

第3章 計画の基本的考え方



1 基本理念

すべての子ども・若者は、本県の未来を担い、ともに社会を構成する重要な主体です。子ども・若者が、命を大切にする心を育み、夢や希望を抱き、いきいきと命を輝かせて心身ともにたくましく健やかに成長していくこと、そして、様々な困難を乗り越えながら自立する力を身につけ、あおもりの未来を切り拓いていく「人財」として活躍していくことを深く願い、県民総ぐるみで子ども・若者の育成支援に取り組むこととし、

この計画の基本理念を

～あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために～

とします。

2 基本目標

上記の基本理念と、未来を生きる子ども・若者に深く関係するSDGsの17の目標を踏まえ、施策の基本的な柱として次の5つの「基本目標」を掲げ、子ども・若者の育成支援に取り組めます。

基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

子ども・若者が健やかに成長していくためには、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を身につけるとともに、命を大切にする心や思いやる心、規範意識・倫理観などの「豊かな人間性」を育み、そして、生活や仕事をする上で基盤となる「健やかな心身」を養成するなど、子ども・若者の「知・徳・体」がバランス良く育まれるよう、家庭・学校・地域が連携して取り組むことが必要です。

また、これらと併せて、社会環境の変化や進展に対応する力や職業観・勤労観の確立など、社会的・職業的自立に向けた能力を育むことが必要です。

このような観点から、「子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 重点目標1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します
- 重点目標2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

ニート、不登校、障害、ひきこもり、非行、貧困など、子ども・若者やその家族が抱える課題に対してきめ細かな支援を行うためには、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして、個々の事例や状況に応じた、切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要です。

また、子ども・若者がこのような困難を抱えるに至った要因や、目指すゴールの違いなどを、関係機関が相互に十分理解した上で支援することも重要です。

このような観点から、「困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 重点目標3 ニート等に対する支援の充実を図ります
- 重点目標4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります
- 重点目標5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります
- 重点目標8 子どもの貧困対策を推進します
- 重点目標9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

グローバル化が進行する社会においては、チャレンジ精神や豊かな語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育が重要です。また、科学技術に精通した人財や情報通信技術を活用できる人財、地域産業を担う若者などを育成することが必要です。

このような観点から、「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 重点目標11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

子ども・若者の健やかな成長を支えていくためには、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域内でネットワークを構築・強化することにより、子ども・若者育成支援を推進する基盤となる地域社会づくりに取り組んでいくことが大切です。

このような観点から、「子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

重点目標 12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

重点目標 13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

重点目標 14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を有していますが、地域におけるつながりの希薄化が懸念されていることから、地域住民やNPO等が子ども・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進することが必要です。

このような観点から、「子ども・若者の成長を支える担い手の養成」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

重点目標 15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

3 施策体系

基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

重点目標1

基礎的能力である
「知・徳・体」を育成します

施策の方向1 豊かな心と健やかな体の育成

- ①命を大切にすることを育む県民運動の推進
- ②規範意識、コミュニケーション能力の育成
- ③基本的な生活習慣の形成
- ④体力・運動能力の向上
- ⑤心と体の健康教育の推進

施策の方向2 確かな学力の向上

- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力等の育成
- ②きめ細かな指導の充実と子どもに引き合える環境づくり

重点目標2

社会的・職業的自立に必要な
能力を育成します

施策の方向1 社会の変化に対応できる能力の育成

- ①読書活動の推進
- ②情報教育の推進
- ③環境教育、防災教育の推進
- ④創造力や探究心を育む教育の推進

施策の方向2 社会参加の推進

- ①社会参加機会の充実
- ②多様な活動機会の充実

施策の方向3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実

- ①勤労観・職業観の形成
- ②職業能力開発の充実
- ③就労支援・就労相談の充実

基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

重点目標3

ニート等に対する支援の充実を
図ります

施策の方向1 ニート等に対する就労支援の強化

- ①就労支援体制の強化
- ②就労意識の醸成支援

施策の方向2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

- ①若者の職場適応と定着化に向けた取組の推進
- ②非正規労働者の正規雇用化に向けた取組の推進

重点目標4

いじめ、不登校、高校中途退学等
への対応の充実を図ります

施策の方向1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援の充実

- ①いじめ防止に向けた取組の推進
- ②相談・支援体制の充実
- ③学校・家庭・地域が連携した取組の推進

施策の方向2 高校中途退学の防止対策と中途退学者への支援の推進

- ①高校中途退学の防止対策の推進
- ②高校中途退学者への支援の推進

重点目標5

障害等のある子ども・若者への
支援の充実を図ります

施策の方向1 障害等のある子ども・若者への支援の充実

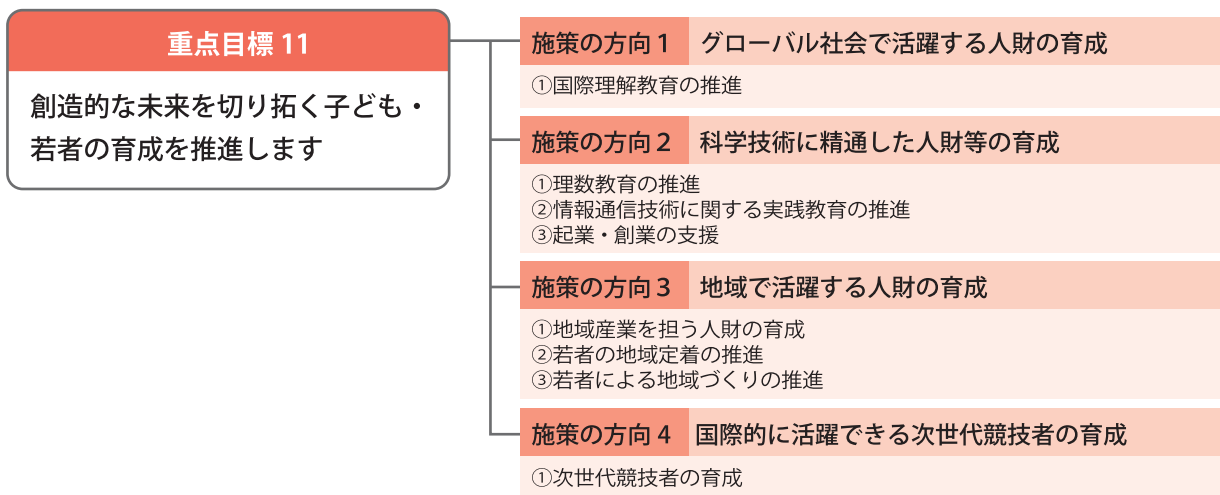
- ①発達段階に応じた支援の推進
- ②学校における指導・支援の充実
- ③就労支援の充実
- ④障害者に対する文化芸術活動・生涯学習の支援
- ⑤慢性疾病を抱える子どもや難病患者の支援

施策の方向2 発達障害のある子ども・若者への支援の充実

- ①発達段階に応じた支援の推進
- ②学校における指導・支援の充実
- ③県民理解の推進と地域における支援の充実



基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成



基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

重点目標 12

家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

施策の方向1 家庭の教育力向上のための支援の推進

- ①相談体制や学習機会の充実
- ②地域における支援の充実

施策の方向2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

- ①家庭や地域に開かれた学校づくりの推進
- ②学校を支援する人財の育成

施策の方向3 地域の教育力向上のための取組の推進

- ①居場所づくりの推進
- ②地域活動・体験活動の推進
- ③安全・安心に配慮した地域づくりの推進
- ④地域の教育力向上に向けたネットワークづくりの推進

重点目標 13

県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

施策の方向1 地域活動の支援の充実

- ①地域活動の活性化に向けた支援
- ②県民運動の展開と意識啓発の推進

施策の方向2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②育児休業取得促進に向けた取組の推進
- ③多様な保育サービスや放課後児童対策の充実

重点目標 14

子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

施策の方向1 社会環境浄化対策の推進

- ①「青森県青少年健全育成条例」に基づく対策の推進
- ②インターネット等をめぐる問題対策の推進

施策の方向2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

- ①子ども虐待防止と保護対策の推進
- ②子ども・若者の被害防止対策の推進
- ③犯罪被害者への支援の充実

基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

重点目標 15

子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

施策の方向1 地域の人財育成

- ①育成関係者に対する研修機会の確保

施策の方向2 専門性の高い人財の養成

- ①総合的な知見のもとに支援をコーディネートする人財の養成
- ②教員の資質向上のための研修の充実